



# せみね 監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田 50-8, 電話 0228-38-3131)

健康で労働災害のない明るい年末・年始を迎えましょう

## 《年末・年始労働災害防止強化運動》

宮城労働局は、12月1日から1月31日までの間、死亡災害の撲滅などを目標に掲げて『平成30年度宮城における年末・年始労働災害防止強化運動』を展開します。

今年、県内では労働災害による死亡者が昨年比べて大幅に増加したことから、10月5日付けで、宮城労働局長が関係団体に「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を行っています。当署管内でも、平成25年以来発生していなかった建設業での死亡災害が発生するなどして3名の方が亡くなっています。今年の管内では特に交通事故による死亡災害が目立っており、管外事業場の労働者も含めると3名の方が交通事故で亡くなっています。いずれも、基本的な作業ルール、スピードの出し過ぎやシートベルトの着用といった交通ルールが守られていれば、最悪の事態は防ぐことができたと思われる災害です。当り前のことをしっかりと行っていただくよう改めてお願いします。



これからの時期は、日没時間の早まりによる視界不良や凍結などによる交通事故と転倒のリスクが高くなります。昨シーズンは管内で転倒災害が多発しました。安全な作業と健康管理、そして通勤時や勤務外も含めた交通事故にも十分に注意して、明るい年末・年始を迎えましょう。(宮城における年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱は宮城労働局ホームページに掲載中です。)

ふるさと  
故郷のみんなも元気  
これからは  
休暇を取って  
自分へのご褒美

**仕事休もっ化計画**

仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで  
休みやすい職場環境にしよう。

年次有給休暇の  
「計画的付与制度」を導入しよう。

土日・祝日にプラスワン休暇して、  
連続休暇にしよう。

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する  
【キッズウィーク】取組(キッズウィーク)が平成30年度から始まっています。  
子供たちの顔を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう!

年末年始! 1月4日を休んで9連休!!

### 《年次有給休暇を計画的に取得しましょう》

- ◎ 年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう  
年次有給休暇の計画的付与制度は、付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結んで、計画的に休暇取得日を割り振る制度です。  
今回の改正労基法により、年10日以上付与される労働者に対し5日間は時季を指定して付与することが義務付けられますが、計画的付与制度等により付与した日数分は時季指定の義務はなくなります。計画的付与制度は休暇取得を推進するとともに法令遵守にも役立ちます。
- ◎ 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう  
年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結んで、年5日の範囲で、時間単位での付与が可能となります。なお、半日単位での付与も可能です。

### 労働災害発生状況(平成30年10月末日現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	平成30年	前年同期	平成30年	前年同期
休業4日以上	122人	121人	1,968人	1,746人
死亡	3人	1人	21人	11人

「ゼロ災トライアル150」実施中(2019年2月末まで)

## ＜シリーズ「働き方改革関連法の概要」＞

### ～その4 月60時間超の残業の割増賃金率の引上げ～

法定労働時間を超える時間外労働には、通常の賃金額の2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。また、平成22年4月からは、1箇月の時間外労働が60時間を超える場合のその超えた時間に対する割増率は5割以上とされました。これまで中小企業はこの割増率の引き上げが猶予されていましたが、今回、この中小企業に対する猶予措置が廃止され、2023年4月1日からは、全ての事業場で1か月60時間を超える時間外労働に対する5割以上の割増賃金の支払いが義務づけられます。就業規則の変更等も必要となりますので事前の準備をお願いします。

また、1ヶ月60時間を超える残業は36協定の特別条項を適用しなければならない水準であり、

割増率の引き上げによる賃金コストの増加もさることながら、賃金計算や時間外労働の手続きが煩雑になり、さらには、過重労働による健康障害リスクも懸念されることから、これを機に、労使で協力して、本気になって残業の削減に取り組んではいかがでしょうか。残業時間の削減は残業代の節減になりますが、この成果を労使が分け合うことができれば、労使がWin Winの関係になり、きっと良い方向に向かいます。これも「働き方改革」です。

(現在)			(改正後)		
<b>月60時間超の残業割増賃金率</b> 大企業は 50% 中小企業は 25%			<b>月60時間超の残業割増賃金率</b> 大企業、中小企業ともに 50% ※中小企業の割増賃金率を引上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

### 土木工事業を対象とした研修会を開催します！

- 1 日時：平成31年1月16日（水）
- 2 場所：築館ふるさとセンター（栗原市役所敷地内）
- 3 内容

- ① 労働災害防止対策
- ② 働き方改革を踏まえた労務管理 など

今回の研修会は、労働災害防止対策を重点とするほか、改正労働基準法に対応するための注意点などについて説明します。基本的な内容とする予定ですので、これまで労務管理研修会などに参加したことがないという皆様もこの機会に是非ご参加ください。お申し込みお問合せは当署まで。

### 宮城県特定（産業別）最低賃金 改定のお知らせ

10月1日から宮城県最低賃金が時間額 798 円に改定されていますが、宮城県特定（産業別）最低賃金は12月20日から以下のとおり改定されます。

- ◇ 鉄鋼業 時間額 898 円
  - ◇ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額 841 円
  - ◇ 自動車小売業 時間額 865 円
- 詳しくは、当署監督係にお問い合わせください。

### 働き方改革に取り組む中小企業の皆様へ

当署では、監督官による「訪問支援」を実施中です。「働き方改革に取り組みたいけど、時間がなくて。」という社長さん、監督官が訪問してご相談をお伺いします。監督指導ではありませんので行政指導は行いません。安心して、お気軽にご利用ください。詳しくは、当署「相談・支援班」にお問い合わせください。宮城労働局ホームページ（監督署からのお知らせ）にも掲載しています。

#### 【あとかき】

今年も残すところ一か月。何かと気忙しい時期ですが、こんな時ほど、計画作成や段取りをしっかりと行い、一つ一つの仕事を円滑に確実に行うことが大事ではないでしょうか。きっと、生産性向上や安全作業にもつながります。年明け後は、改正労基法施行まで3か月、当署も円滑な施行に向けて、説明会の開催や個別相談等に全力で取り組みます。各事業場においても準備をお願いします。

＜せみね監督署だよりは宮城労働局ホームページに掲載中（監督署からのお知らせ→瀬峰監督署）＞